

改正

平成21年9月19日条例第28号

長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を公示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を募集するものとする。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他募集を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請することができるものの資格
- (3) 募集をする期間
- (4) 申請に必要な書類の内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (8) 指定管理者に指定する期間
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 公の施設の管理に係る事業計画書
- (3) 公の施設の管理に係る収支予算書
- (4) 当該団体の経営の状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者候補の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請をした団体（以下「申請団体」という。）があったときは、次の各号のいずれにも適合するもののうち、最も適切に管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「指定管理者候補」という。）として選定しなければならない。

- (1) 前条第2号の事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を選定するときは、あらかじめ、長浜市指定管理者選定委員会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者候補を選定したときは、申請団体に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(再度の選定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者候補を選定した後、法第244条の2第6項の規定による長浜市議会の議決を経るまでの間に、当該指定管理者候補を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請団体（当該指定管理者候補を除く。以下この条

において同じ。)の中から再度指定管理者候補を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により再度指定管理者候補を選定しようとするときは、当該指定管理者候補に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により再度指定管理者候補を選定したときは、申請団体に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

(指定管理者候補の選定の特例)

第6条 市長は、第2条ただし書の規定に該当する場合、第3条の規定による申請がなかった場合又は第4条第1項各号の基準に適合するものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認められる本市が出資等している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者候補として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、当該団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、第4条第1項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者候補について、法第244条の2第6項の規定による長浜市議会の議決があったときは、当該指定管理者候補を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を当該指定を受けた団体に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、当該指定に係る指定期間の開始前に、当該指定を受けた公の施設の管理に関する次に掲げる事項について、市長と協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に記載された事項
- (2) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (5) 管理の業務に係る個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の保護)

第14条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に係る個人情報の保護について、長浜市個人情報保護条例（平成18年長浜市条例第21号）の規定を遵守しなければならない。

(情報の公開)

第15条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に係る情報の公開について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定を遵守しなければならない。

(選定委員会)

第16条 第4条から第6条までの規定による指定管理者候補の選定等を適正に行うため、長浜市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、委員8人以内をもって組織する。

3 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 公の施設の管理運営について専門的知識を有する者

(3) 本市の職員

(4) その他市長が適当と認める者

4 選定委員会は、必要があると認めるときは関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

5 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後においても、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(教育委員会の公の施設への適用)

第17条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第13条までの規定、第16条及び次条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年長浜市条例第17号）、公の施設の指定管理者の指定に関する条例（平成16年浅井町条例第6号）又はびわ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年びわ町条例第17号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(6町編入に伴う経過措置)

3 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日の前日までに、虎姫町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年虎姫町条例第26号）、湖北町公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成18年湖北町条例第1号）、高月町公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年高月町条例第28号）、木之本町公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年木之本町条例第21号）、余呉町公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年余呉町条例第23号）又は西浅井町公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年西浅井町条例第14号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、それぞれ当該規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年9月19日条例第28号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。